

平成18年度(第77回事業年度)事業のご報告

平成18年4月 1日から
平成19年3月31日まで

商工組合中央金庫

平成18年度事業のご報告目次

	頁
○平成18年度事業報告書	1
1. 概要	1
2. 業務の実施状況	8
3. 借入金、財政融資資金等借入金、国庫補助金等	11
4. 資金供給業務としての出資・出資比率20%以上の出資先	11
5. 子会社、関連会社、関連公益法人等	11
6. 関係会社等の概況（商工中金との関係を含む）	12
7. 商工中金が対処すべき課題	12
○平成18年度財産目録	18
○第77回事業年度末（平成19年3月31日現在）貸借対照表	20
○第77回事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで） 損益計算書	28
○平成18年度剰余金処分	30

本誌は、商工組合中央金庫法第39条ノ2、商工組合中央金庫法施行規則第27条の6及び7により作成しています。

平成18年度事業報告書

1. 概要

[沿革]

昭和11年 5月 商工組合中央金庫法公布（6月施行）
昭和11年10月 設立認可
昭和11年11月 創立総会開催
昭和11年12月 設立登記完了、業務開始、本所及び札幌ほか6支所開設
昭和60年 4月 商工組合中央金庫法改正案衆参両院で可決成立
昭和60年 5月 商工組合中央金庫法改正法公布（6月施行）
平成18年 5月 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（行政改革推進法）成立

[根拠法]

「商工組合中央金庫法」（昭和11年5月27日法律第14号）という特別の法律に基づいて、昭和11年11月、政府が中小企業の組合との共同出資によって設立した半官半民の金融機関です。

[主務大臣]

主務大臣である経済産業大臣及び財務大臣の監督の下におかれています（法第41条）。

[目的]

中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体に対する金融の円滑を図るため、必要な業務を営むことを目的としています（法第1条）。

[業務内容]

①融資業務

設備資金や長期運転資金をはじめ、手形割引などの短期運転資金まで、中小企業の方々が事業のために必要とする資金に対して幅広い融資を行っています。

また、中小企業の方々の多様化した資金調達ニーズに応えるべく、私募債・シンジケートローン・アセットベーストレンディングや売掛債権流動化等の新しい金融手法の開発・普及にも取り組んでいます。

②預金・公金資金業務

中小企業団体（協同組合など）とその構成員（組合員）をはじめ、これらの役員の方々、公共団体、非営利法人、金融機関、債券のお取引先などから預金をお預かりしています。

③債券業務

中小企業の方々に安定した資金をご提供するため、金融債である商工債を発行して資金を調達しています。

④資金証券業務

中小企業の方々の資金調達・運用ニーズに的確に対応するため、また当金庫全体の資金調達・運用を効率的に行うことを目的として、国内外の金融市場でマーケット業務に積極的に取り組んでいます。

⑤国際業務

中小企業の事業活動を支援する総合金融機関として、外国送金、輸出入に関する業務を行うとともに、海外進出に係るご支援、海外現地法人へのご融資などあらゆる海外取引のお手伝いをしています。

⑥その他

- ・ 経営情報の提供
- ・ 中金会・ユース会に対する協力
- ・ 経済調査活動 など

[定款変更]

平成18年6月15日の通常総代会の決議に基づいて、組合の出資による資本金の増加、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、「会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経済産業省関係政令の整備に関する政令」の制定に伴う変更が行われました。

[資本金額及び増減]

平成19年3月5日に組合による出資30億円の払込みが行われました。

その結果、年度末の資本金は、政府出資4,053億6,710万円、組合出資1,173億9,790万円、合計5,227億65百万円となりました。

[所属団体]

年度間で342組合の所属がありましたが、他方、1,036組合が脱退となりましたので、694組合減少し、年度末の所属団体数は26,484組合となりました。

[役員]

①役員の氏名、役職、任期、経歴等（平成19年3月31日現在）

氏 名	役 職	任 期	経 歴
江 崎 格	理 事 長	平成13年6月21日 ～平成21年6月20日	昭和40年4月 平成 9年7月 平成13年6月 通商産業省入省 産業政策局長 商工中金理事長
大武 健一郎	副理事長	平成17年7月27日 ～平成21年7月26日	昭和45年5月 平成16年7月 平成17年7月 大蔵省入省 国税庁長官 商工中金副理事長
法師人 稔	専務理事	平成14年8月31日 ～平成20年8月30日	昭和46年7月 平成13年3月 平成14年8月 平成17年3月 商工中金入庫 人事部長 理事 専務理事
伊 藤 学	理 事	平成15年8月31日 ～平成19年8月30日	昭和47年4月 平成14年3月 平成15年8月 商工中金入庫 総務部長 理事
道 添 直 樹	理 事	平成17年3月10日 ～平成21年3月 9日	昭和49年4月 平成15年8月 平成17年3月 商工中金入庫 総務部長 理事
安 倍 保	理 事	平成17年3月10日 ～平成21年3月 9日	昭和49年4月 平成16年3月 平成17年3月 商工中金入庫 総合企画部長 理事
迎 陽 一	理 事	平成18年8月1日 ～平成20年7月31日	昭和50年4月 平成16年6月 平成18年8月 通商産業省入省 大臣官房商務流通審議官 商工中金理事
荒 波 辰 也	理 事	平成18年8月31日 ～平成20年8月30日	昭和49年4月 平成16年8月 平成18年8月 商工中金入庫 審査第一部長 理事
福 山 登志彦	理 事	平成18年8月31日 ～平成20年8月30日	昭和50年4月 平成16年7月 平成18年8月 日本銀行入行 総務人事局長 商工中金理事
山 本 和 茂	理 事	平成19年3月10日 ～平成21年3月 9日	昭和50年4月 平成17年3月 平成19年3月 商工中金入庫 営業部長 理事
新 保 昌 義	理 事	平成19年3月10日 ～平成21年3月 9日	昭和50年4月 平成17年3月 平成19年3月 商工中金入庫 総務部長 理事
小 林 滋	監 事	平成17年4月 1 日 ～平成19年3月31日	昭和44年7月 平成15年10月 平成17年4月 大蔵省入省 (独)日本スポーツ振興 センター理事 商工中金監事
原 保 太 郎	監 事	平成18年3月10日 ～平成20年3月 9日	昭和49年4月 平成16年3月 平成18年3月 商工中金入庫 人事部長 監事
児 玉 洋 介	監 事	平成16年4月10日 ～平成20年4月 9日	平成15年5月 平成16年4月 全国中小企業団体中央会監事 商工中金監事
以上 14 名			

②役員の定数

- 理事長 1 人、副理事長 1 人、理事 3 人以上及び監事 2 人以上を置きます（法第 24 条、定款第 47 条第 1 項）。
- 専務理事を置くことができます（定款第 47 条第 2 項）。

③役員の任期

- 理事長及び副理事長の任期は4年、理事（専務理事を含む）及び監事の任期は2年です（法第26条第3項）。

④役員の異動

専務理事	法 師 人 稔	平成18年8月31日	再任
理 事	佐 藤 哲哉	平成18年7月6日	再任
理 事	道 添 直樹	平成19年3月10日	再任
理 事	安 倍 保	平成19年3月10日	再任
理 事	佐 藤 哲哉	平成18年7月31日	退任
理 事	成 田 博 志	平成18年8月30日	退任
理 事	横 田 格	平成18年8月31日	退任
理 事	利 重 徹	平成19年3月9日	退任
理 事	松 岡 滋	平成19年3月10日	退任
理 事	迎 陽 一	平成18年8月1日	就任
理 事	荒 波 辰也	平成18年8月31日	就任
理 事	福 山 登志彦	平成18年8月31日	就任
理 事	山 本 和 茂	平成19年3月10日	就任
理 事	新 保 昌 義	平成19年3月10日	就任
監 事	児 玉 洋 介	平成18年4月10日	再任
監 事	小 林 滋	平成19年3月31日	退任

⑤役員給与・退職金の支給基準

(平成19年3月31日現在)

1. 給与

種類	支給基準
報酬 (月額)	理事長 1,211,000円
	副理事長 1,103,000円
	専務理事 1,016,000円
	理事 929,000円
	監事(常勤) 766,000円
調整手当 (月額)	報酬月額 × 0.13
手当 (年額)	{報酬月額 + 調整手当月額 + 報酬月額 × 0.25 + (報酬月額 + 調整手当月額) × 0.2} × 3.35

但し、平成18年3月31日から引き続き任にある役員については、その任期の間、以下の支給基準を適用する。

種類	支給基準
報酬 (月額)	理事長 1,297,000円
	副理事長 1,183,000円
	専務理事 1,089,500円
	理事 996,000円
	監事(常勤) 821,000円
調整手当 (月額)	報酬月額 × 0.12
手当 (年額)	{報酬月額 + 調整手当月額 + 報酬月額 × 0.25 + (報酬月額 + 調整手当月額) × 0.2} × 3.35

2. 退職慰労金

退職の日における報酬月額 × 0.125 × 在籍期間(月数) × 業績勘案率

※ なお、業績勘案率については理事長が委嘱した外部の専門家で構成する業績評価委員会が0.0～2.0の範囲内で決定。

[従業員の状況]

	職員数		増減
	平成19年3月31日現在	平成18年3月31日現在	
男子職員	3,140	3,244	△104
女子職員	1,180	1,180	± 0
合計	4,320	4,424	△104

(注) 職員数は、嘱託、臨時雇員(平成19/3期737人、18/3期729人)を含んでいません。

[総代]

出資組合の中から選挙により選出された総代が、当金庫の最高意思決定機関としての総代会で経営上の重要事項の決議をしています（法第23条の規定により準用する産業組合法第38条ノ2、定款第53条）。

第20期（任期：平成18年10月17日～平成22年10月16日）は、135組合が総代に選出されています。

[評議員]

主務大臣の認可を受け、理事長により任命された評議員（20名以内）が、業務経営に関する重要事項につき、理事長の諮問に応じています（法第27条、定款第51条）。

（評議員一覧）

（平成19年3月31日現在）

氏名	当初就任年月日	現職
石毛 博行	平成18年 7月27日	中小企業庁長官
勝 栄二郎	平成18年 8月28日	財務省大臣官房総括審議官
岡島 正明	平成18年 2月 2日	農林水産省総合食料局長
山口 廣秀	平成18年 4月26日	日本銀行理事
薄井 信明	平成15年 2月17日	国民生活金融公庫総裁
安居 祥策	平成19年 1月30日	中小企業金融公庫総裁
鈴木 孝男	平成16年 7月27日	独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長
佐伯 昭雄	平成17年 9月 9日	全国中小企業団体中央会会长
植松 敏	平成11年10月25日	日本商工会議所専務理事
玉利 半三	平成13年 4月13日	全国卸商業団地協同組合連合会相談役理事
村田 保	平成17年 9月 9日	全国工場団地協同組合連合会会长
原 信一	平成17年 4月16日	原信納入先協同組合副理事長
庄司 橙太郎	平成16年 7月27日	全国木材協同組合連合会理事
桑島 俊彦	平成15年 7月 8日	全国商店街振興組合連合会理事長
藤井 良己	平成18年 7月19日	日本綿スフ織物工業組合連合会理事長
小笠原 和俊	平成17年 9月14日	愛知中央トラック事業協同組合理事長
山口 利昭	平成17年 9月 9日	関東自動車機械器具協同組合顧問
小田 穎彦	平成14年 2月18日	和倉温泉旅館協同組合顧問
山下 雅生	平成17年 3月29日	日本ニット工業組合連合会理事長
以上 19名		

（注）任期は3年（再任を妨げない）

[事務所]

平成18年度中には、店舗数の異同はありませんでした。なお、年度末の店舗数は、本店1、支店92（うち海外1）、出張所3、事務所6（うち海外2）の合計102店舗です（各店舗の住所等はP14～17を参照）。

2. 業務の実施状況

[経済・金融情勢の回顧]

平成18年度のわが国経済は、概ね堅調な推移を示し、平成14年以来の回復局面は、11月をもって「いざなぎ景気」の期間(昭和40年10月～45年7月の57ヵ月)を上回ったとみられています。米国で住宅投資が大幅な減少に転じ、成長率が鈍化したものの、中国などアジアを中心に景気の拡大が続いたことを受け、輸出が比較的高い伸びとなりました。堅調な内外需から生産は増加基調で推移し、設備の稼動水準が高まり、設備投資は増勢が続きました。企業の人手不足感の強まりから雇用環境や所得環境が徐々に改善し、個人消費は夏場にやや弱めの動きがみられたものの、その後は緩やかに持ち直しました。しかし、賃金の伸びが緩やかで、石油製品価格も夏場の上昇の後、反落したことなどから、消費者物価の騰勢は弱いものにとどまりました。

中小企業について当金庫の「中小企業月次景況観測」によると、売上高が増加基調で、販売や受注環境は底堅く推移したもの、素原材料価格の高騰を受けて仕入価格が上昇する一方、その上昇分を販売価格に十分転嫁できず、採算は厳しい状況となりました。さらに設備や雇用の不足感も強まるなかで、中小企業の景況感は一進一退を繰り返し、業種や地域間で景況感の格差も残りました。

金融面についてみると、消費者物価が先行き前年比プラス基調で推移する可能性が高まったとの判断などから、日銀は7月にゼロ金利政策を解除、19年2月には再度政策金利の引き上げを行いました。長期金利(新発10年国債利回り)も年度当初より上昇し、一時2%を超えたが、その後は低下して1.6%台前後で推移しました。

[業務の実施状況]

①貸出金

年度間の貸出額については、長期資金は前年度対比1,262億円減少し、短期資金は前年度対比5,348億円増加したことから、貸出額合計では前年度対比4,085億円増加し、13兆3,317億円となりました。一方、貸出金残高については、前年度対比723億円減少し、年度末の貸出金は9兆3,552億円となりました。また、業種別構成では、製造業が33.8%、卸・小売業が31.0%、サービス業ほかが35.2%となっています。貸出金残高のうち信用組合等委託代理貸付については、年度末の代理店総数は155、貸付金残高は121億円となりました。

②有価証券

年度末の有価証券保有残高は、前年度対比2,386億円減の1兆5,320億円となりました。

③債券

債券発行高については、利付債が4,510億円減少、割引債が1,526億円減少し、年度間で6,036億円減少しました。その結果、年度末の債券発行高は

7兆2,289億円となりました。(17年度までは、債券発行高に額面金額を使用しておりましたが、会計基準の変更により、18年度からは償却原価法を使用しており、割引債の減少額1,526億円のうち、22億円がこの変更によるものです。尚、額面ベースの債券発行高は7兆2,311億円(前年度末比6,014億円の減少)です。) 債券発行高のうち、政府による引受の残高は400億円となっています。

また、利付債には、1年利付債3,300億円、3年利付債1兆6,577億円、7年利付債254億円、及び10年利付債546億円が含まれています。

④預金

年度末の預金残高は、前年度対比1,198億円増の2兆5,399億円となりました。

⑤譲渡性預金

年度末の譲渡性預金残高は、前年度対比91億円減の126億円となりました。

⑥借用金

年度末の借用金残高は、前年度対比232億円増の408億円となりました。

⑦証券業務

国債等の窓口販売については、年度間の販売額が5億円となりました。また、国債等のディーリングについては、年度間の売買高が284億円となりました。

なお、年度末の商品有価証券保有残高は2億円となりました。

⑧外国為替

貿易取扱高は前年度対比50百万ドル増加、貿易外取扱高は前年度対比19百万ドル増加、資本取引は前年度対比79百万ドル増加し、年度間の外国為替取扱高は、149百万ドル増の37億48百万ドルとなりました。

⑨内国為替

取扱件数が344千件減少した結果、年度間の内国為替取扱高は、550億円減の24兆8,963億円となりました。

⑩受託業務

貸付の受託業務については、年度末で貸付件数が90,394件、貸付金残高が4,849億円となりました。収納の受託業務については、年度間の取扱件数が808千件、取扱金額が2,592億円となりました。

(貸付業務受託先) 中小企業金融公庫、独立行政法人 福祉医療機構、財団法人日本船舶振興会、財団法人自転車産業振興協会、国民生活金融公庫、独立行政法人 中小企業基盤整備機構、独立行政法人 雇用・能力開発機構、沖縄振興開発金融公庫、日本政策投資銀行

(収納業務受託先) 日本銀行、地方公共団体、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、NTT DoCoMoグループ9社、日本放送協会、電力会社9社、ガス会社34社、独立行政法人 勤労者退職金共済機構、独立行政法人 中小企業基盤整備機構

⑪私募債業務、信託契約代理業務・債権流動化業務

私募債業務については、従来より取組みを行っている担保附私募債に加えて、平成12年4月より「特定社債保証制度」に基づく信用保証協会保証付私募債、平成14年2月より当金庫保証付私募債を開始し、累計で3,258件、3,582億円の実績となりました。

信託契約代理業務については、年金信託が累計で11先、更に取引先の売掛債権流動化支援のため平成12年2月より開始した金銭債権信託に積極的に取組みました。信託方式による取引先の売掛債権流動化実績は累計で60先1,819件、5,396億円の実績となりました。また、平成14年7月からは、中小企業の保有する売掛債権（手形）を当金庫が直接取得することにより資金提供を行う手形ファクタリングの取扱を開始し、累計で42先982億円の実績となりました。

⑫シングケートローン、アセットベーストレンディング

シングケートローンについては、資金調達ニーズへの対応、地域密着型金融の推進の観点から、主幹事案件の組成ならびに案件参加の双方に積極的に取り組んでおり、18年度は99件1,092億円の案件を組成するとともに、286件917億円の参加を行いました。また18年度は、売掛債権、在庫等、事業のライフサイクルに着目した手法としてアセットベーストレンディングを推進し、当金庫単独での資金供給とともに、地域金融機関等と協調した取組みも行いました。

⑬C L O

平成14年3月より地方自治体が主導するC L Oについて取扱金融機関として参加しており、取組開始時から累計で756先260億円の実績となりました。平成18年3月には、国内初の環境配慮型経営企業の支援も目的とする第2回宮城県C L Oの組成支援を行い、地域金融機関と合わせて213先67億円の資金供給を行いました。

⑭収支状況

経常収益が1,922億40百万円に対して、経常費用が1,640億となりましたので、経常利益は282億40百万円となりました。また、特別利益4億45百万円、特別損失2億7百万円、法人税、住民税及び事業税6億8百万円、法人税等調整額136億円を加減算しました結果、当期純利益は142億69百万円となりました。

3. 借入金、財政融資資金等借入金、国庫補助金等

(単位：百万円)

	平成18年度	平成17年度	増 減
借入金	40,814	17,602	23,212
日本銀行	5,900	—	5,900
銀行	—	1,000	△ 1,000
保険会社	20,000	3,000	17,000
地方公共団体	306	47	258
その他の	14,608	13,554	1,054
財政融資金	—	10,000	△ 10,000
出資金	—	—	—
産業投資特別会計	—	—	—
利付債券引受	—	10,000	△ 10,000
財政融資金	—	10,000	△ 10,000
国庫補助金	—	—	—
一般会計	—	—	—
中小企業等災害復旧資金利子補給金	—	—	—

4. 資金供給業務としての出資・出資比率20%以上の出資先

取引先の皆様方からの自己資本充実のニーズに応えるための構成員株式の取得（法第28条第1項第10号）につきましては、年度間で17先取得し、年度末の株式取得先数は363先、株式保有残高は214億円となりました。

なお、出資比率20%以上の先は該当ありません。

5. 子会社、関連会社、関連公益法人等

関連公益法人	
会 社 名	(財)商工総合研究所
所 在 地	東京都江東区木場5-11-17
主な業務内容	中小企業の金融・組織化・産業構造等に関する調査、中小企業に関する調査研究に対する助成
設立年月日	昭和61年12月26日
資本金（基本財産）	750百万円
当金庫出資（出捐）比率	92.0%
役 員	理事長 児玉 幸治 他役員10名 (うち兼任1名)
従 業 員	9名

「商工組合中央金庫法施行規則」第27条ノ6第1項第6号で定める子会社、関連会社はありません。

6. 関係会社等の概況(商工中金との関係を含む)

(財) 商工総合研究所と当金庫との関係について

我が国中小企業の健全な発展を図り、もって我が国経済の一層の発展に寄与するため、中小企業の金融、組織化等に関する調査研究、中小企業に関する調査研究に対する助成等を行うことは極めて重要であると考え、当金庫はこれらの事業を行う(財)商工総合研究所に出捐するとともに、事業推進に要する経費の一部を助成しています。

7. 商工中金が対処すべき課題

当金庫がより一層お客様の信頼に応え、所属団体及びその構成員の皆様の成長・発展に積極的に貢献していくためには、中小企業金融の円滑化に万全を期すとともに、経営体質の強化を図っていくことが重要であると考えています。

皆様ご承知の通り、一昨年来政策金融改革が急ピッチで進められ、平成18年5月に成立了した「行政改革推進法」により、当金庫の民営化の方向性が決定され、翌6月には政府の政策金融改革推進本部および行政改革推進本部において「行政改革推進法」に沿った形で「政策金融改革に係る制度設計」が決定されました。

さらに、本年2月には「株式会社商工組合中央金庫法案」が閣議決定、国会に上程され、4月に衆議院で可決されました。

166回通常国会会期中には成立し、平成20年10月に施行され、現在の協同組織金融機関から特殊会社(特別の法律に基づく株式会社)に移行する見込みとなっております。

そして、その後おおむね5年から7年を目途として政府保有株式の全部が処分され、中小企業金融機能を維持するために必要な措置が講じられたうえで、完全民営化されることとされております。(5月18日現在)

平成20年10月の新体制移行後も、引き続き中小企業の各ステージに応じた金融支援、セーフティネット機能の発揮等を通じて、中小企業の持続的成長と顧客満足を第一に考える姿勢を貫き、顧客の多様なニーズに応じた金融サービスを安定的に提供することが当金庫に寄せられた最大の期待であると考えております。こうした認識のもと、新商工中金の経営理念^(注)の実現を目指し、「8つの戦略目標」の達成に向けて、更に磨きをかけて参ります。

また、新体制への移行にあたっては、すべての取引先から今まで以上に信頼され、支持されるよう、諸施策を着実に進めて参ります。特に平成19年度は新体制への移行を翌年に控える大変重要な時期であり、移行準備を着実に進めるため、戦略目標を達成するための「活動指針」として、新たに「着実な新体制への移行の実施」を掲げ、取組みを加速して参ります。

(注)新商工中金の経営理念

中小企業の生の声を活かしながら業務運営を行う全国展開の金融機関として

- ・ これまでの70年培ったノウハウを活かしつつ、常に金融フロンティアにチャレンジし続け、
- ・ 総合的で質の高い金融サービスを安定的に提供することにより、中小企業組合や中小企業等が持続的に成長することを支援し、
- ・ 地域経済の発展に貢献することを通じて、商工中金の社会的価値の向上を目指します。

1.「8つの戦略目標」への取組み

景気回復が続いているものの、依然として地域毎にバラツキが残っていることから、引き続き、各地域における中小企業の金融支援を通じて、地域の再生・活性化に貢献することが当金庫に求められています。こうした状況を踏まえ、①「地域の実状を踏まえた再生・活性化策の拡充」、②「当金庫の特性を活かした質の高い金融サービスの提供」に力点を置いた業務を展開し、8つの戦略目標の達成に努めます。

【 8つの戦略目標 】

- ① 安定した経営基盤の整備に貢献
- ② 「創業」へのチャレンジを支援
- ③ 「革新」へのチャレンジを支援
- ④ 「再生」へのチャレンジを支援
- ⑤ セーフティネット機能の発揮
- ⑥ 中小企業の連携・ネットワーク化の促進
- ⑦ 中小企業支援のために地域及び産業界等と連携
- ⑧ 金融フロンティアの開拓

2.「活動指針」への取組み

従来からの活動指針である「健全かつ効率的な業務運営」については、「内部管理態勢の高度化」、「営業基盤の強化」、「収益基盤の強化」、「健全性の向上」の4点に重点的に取組むことにより、当金庫を取り巻く課題を着実に解決していくことを通じて、あらゆるステークホルダーから常に信頼される金融機関として、強靭な経営基盤を築き上げて参ります。

また、新たな活動指針として掲げた「着実な新体制への移行の実施」に関しては、「新体制移行に向けた組織・体制の整備」、「新体制移行に向けた顧客サービス向上のための態勢整備」、「新体制移行に向けた内外のコミュニケーションの強化」に対する取組みを強化することにより、移行準備を万全に進めて参ります。

(店舗一覧)

(平成19年3月31日現在)

営業店	〒	住 所	電話番号
本 店	104-0028	中央区八重洲2-10-17	03(3272)6111
札 幌	060-0042	札幌市中央区大通西4-1	011(241)7231
函 館	040-0063	函館市若松町3-6	0138(23)5621
帯 広	080-0013	帯広市西三条南6-20-1	0155(23)3185
釧路事務所	085-0847	釧路市大町1-1-1	0154(42)0671
旭 川	070-0035	旭川市五条通9-1703-81	0166(26)2181
青 森	030-0823	青森市橋本1-4-5	017(734)5411
八 戸	031-0086	八戸市大字八日町40-2	0178(45)8811
盛 岡	020-0021	盛岡市中央通3-4-6	019(622)4185
仙 台	980-0021	仙台市青葉区中央2-10-30	022(225)7411
秋 田	010-0001	秋田市中通2-4-19	018(833)8531
山 形	990-0038	山形市幸町2-1	023(632)2111
酒 田	998-0044	酒田市中町2-6-22	0234(24)3922
福 島	960-8031	福島市栄町8-1	024(522)2171
会津若松事務所	965-0816	会津若松市南千石町6-5	0242(26)2617
水 戸	310-0021	水戸市南町3-5-7	029(225)5151
宇 都 宮	320-0861	宇都宮市西1-1-15	028(633)8191
足 利	326-0814	足利市通2-2751	0284(21)7131
前 橋	371-0026	前橋市大手町2-6-17	027(224)8151
さいたま	330-0064	さいたま市浦和区岸町4-25-13	048(822)5151
熊 谷	360-0042	熊谷市本町2-95	048(525)3751
千 葉	260-0028	千葉市中央区新町3-13	043(248)2345
松 戸	271-0092	松戸市松戸1846-2	047(365)4111
新 木 場	136-0082	江東区新木場1-18-6	03(5569)1711
神 田	101-0045	千代田区神田鍛冶町3-3-12	03(3254)6811
渋 谷	150-0002	渋谷区渋谷2-17-5	03(3486)6511
八 王 子	192-0081	八王子市横山町2-5	042(646)3131
上 野	110-0005	台東区上野1-10-12	03(3834)0111
大 森	143-0016	大田区大森北1-1-10	03(3763)1251
京浜島出張所	143-0003	大田区京浜島2-10-2	03(3799)0331
押 上	130-0002	墨田区業平3-10-8	03(3624)1161
浦安出張所	279-0025	浦安市鉄鋼通り2-1-6	047(355)8011
新 宿	160-0023	新宿区西新宿1-22-2	03(3340)1551

深	川	135-0042	江東区木場 5-11-17	0 3 (3642) 7131	
東	京	105-0012	港区芝大門 2-12-18	0 3 (3437) 1231	
池	袋	171-0022	豊島区南池袋 1-21-10	0 3 (3988) 6311	
横	浜	231-0003	横浜市中区北仲通 4-40	0 45 (201) 3952	
川	崎	210-0007	川崎市川崎区駅前本町 26-4	0 44 (244) 1101	
横浜西口		220-0004	横浜市西区北幸 1-11-1	0 45 (314) 3211	
新	潟	951-8061	新潟市中央区西堀通四番町 816-10	0 25 (228) 2181	
長	岡	940-0061	長岡市城内町 1-2-10	0 258 (35) 2121	
甲	府	400-0032	甲府市中央 1-6-16	0 55 (233) 1161	
長	野	380-0814	長野市西鶴賀町 1483-11	0 26 (234) 0145	
松	本	390-0811	松本市中央 1-23-1	0 263 (35) 6211	
諏	訪	392-0026	諏訪市大手 1-14-6	0 266 (52) 6600	
岐	阜	500-8828	岐阜市若宮町 9-16	0 58 (263) 9191	
高山事務所		506-0025	高山市天満町 5-1	0 577 (32) 3353	
静	岡	420-0853	静岡市葵区追手町 6-3	0 54 (254) 4131	
浜	松	430-0917	浜松市中区常盤町 133-1	0 53 (454) 1521	
沼	津	410-0832	沼津市御幸町 17-5	0 55 (931) 2924	
熱	田	456-0018	名古屋市熱田区新尾頭 2-2-33	0 52 (682) 3111	
名	古	屋	460-0003	名古屋市中区錦 3-23-18	0 52 (951) 7581
豊	橋	440-0897	豊橋市松葉町 3-71-2	0 532 (52) 0221	
	津	514-0032	津市中央 6-30	0 59 (228) 4155	
四	日	市	510-0074	四日市市鵜の森 1-3-20	0 59 (351) 4871
富	山	930-0083	富山市総曲輪 3-1-21	0 76 (421) 4126	
高	岡	933-0021	高岡市下関町 2-10	0 766 (25) 5431	
金	沢	920-0964	金沢市本多町 3-1-25	0 76 (221) 6141	
福	井	910-0005	福井市大手 3-14-9	0 776 (23) 2090	
大	津	520-0047	大津市浜大津 1-2-22	0 77 (522) 6791	
彦	根	522-0073	彦根市旭町 9-3	0 749 (24) 3831	
京	都	604-0953	京都市中京区富小路通御池上ル守山町156-3	0 75 (221) 3181	
大	阪	550-0011	大阪市西区阿波座 1-7-13	0 6 (6532) 0309	
	堺	590-0972	堺市堺区竜神橋町 2-1-2	0 72 (232) 9441	
梅	田	530-0012	大阪市北区芝田 2-1-18	0 6 (6372) 6551	
船	場	542-0081	大阪市中央区南船場 1-18-17	0 6 (6261) 8431	
箕面	船場	562-0035	箕面市船場東 2-5-47	0 72 (729) 9181	
東	大	阪	577-0013	東大阪市長田中 2-1-32	0 6 (6746) 1221

神 戸	650-0032	神戸市中央区伊藤町1 1 1	0 7 8 (3 9 1) 7 5 4 1
姫 路	670-0015	姫路市総社本町1 1 1	0 7 9 2 (2 3) 8 4 3 1
尼 崎	660-0892	尼崎市東難波町5-1 9-8	0 6 (6 4 8 1) 7 5 0 1
奈 良	630-8227	奈良市林小路町8-1	0 7 4 2 (2 6) 1 2 2 1
和 歌 山	640-8033	和歌山市本町3-2 7	0 7 3 (4 3 2) 1 2 8 1
鳥 取	680-0023	鳥取市片原2-2 1 8	0 8 5 7 (2 2) 3 1 7 1
米 子	683-0067	米子市東町1 6 8	0 8 5 9 (3 4) 2 7 1 1
松 江	690-0887	松江市殿町2 1 0	0 8 5 2 (2 3) 3 1 3 1
浜田事務所	697-0027	浜田市殿町1 2 4-2	0 8 5 5 (2 3) 3 0 3 3
岡 山	700-0818	岡山市蕃山町4-1	0 8 6 (2 2 5) 1 1 3 1
広 島	730-0051	広島市中区大手町2-1-2	0 8 2 (2 4 8) 1 1 5 1
広島西部	733-0833	広島市西区商工センター1-1 4-1	0 8 2 (2 7 7) 5 4 2 1
福 山	720-0814	福山市光南町1-1-3 0	0 8 4 (9 2 2) 6 8 3 0
下 関	750-0016	下関市細江町1-1-1 3	0 8 3 2 (2 3) 1 1 5 1
徳 山	745-0034	周南市御幸通1-1 0	0 8 3 4 (2 1) 4 1 4 1
徳 島	770-0901	徳島市西船場町2-3 0	0 8 8 (6 2 3) 0 1 0 1
高 松	760-0052	高松市瓦町1-3-8	0 8 7 (8 2 1) 6 1 4 5
松 山	790-0001	松山市一番町2-6-4	0 8 9 (9 2 1) 9 1 5 1
高 知	780-0870	高知市本町4-2-4 6	0 8 8 (8 2 2) 4 4 8 1
福 岡	810-0001	福岡市中央区天神1-1 3-2 1	0 9 2 (7 1 2) 6 5 5 1
福岡流通センター出張所	813-0034	福岡市東区多の津1-7-1	0 9 2 (6 2 2) 2 8 2 1
久 留 米	830-0032	久留米市東町4 2-2 1	0 9 4 2 (3 5) 3 3 8 1
北 九 州	802-0003	北九州市小倉北区米町2-1-2	0 9 3 (5 3 3) 9 5 6 7
佐 賀	840-0815	佐賀市天神1-1-2 4	0 9 5 2 (2 3) 8 1 2 1
長 崎	850-0841	長崎市銅座町2-1 3	0 9 5 (8 2 3) 6 2 4 1
佐 世 保	857-0053	佐世保市常盤町4-2 1	0 9 5 6 (2 3) 8 1 4 1
熊 本	860-0846	熊本市城東町2-2 3	0 9 6 (3 5 2) 6 1 8 4
大 分	870-0034	大分市都町2-1-6	0 9 7 (5 3 4) 4 1 5 7
宮 崎	880-0812	宮崎市高千穂通1-7-3 8	0 9 8 5 (2 4) 1 7 1 1
鹿 児 島	892-0847	鹿児島市西千石町1 7-2 4	0 9 9 (2 2 3) 4 1 0 1
那 霸	900-0015	那霸市久茂地2-2 2-1 0	0 9 8 (8 6 6) 0 1 9 6

ニューヨーク 666 Fifth Avenue, 9th Floor, New York, N.Y. 10103 U.S.A.
1212 (581) 2800

香港駐在員事務所 Suite 4004, Two Exchange Square, 8 Connaught Place, Central,
Hong Kong 852 (2524) 5111

上海駐在員事務所 上海市延安西路2201号上海国際貿易中心大厦1706室
8621 (6275) 3860

平成18年度財産目録

(第77回事業年度)

平成19年3月31日現在

資産の部

(単位:百万円)

科 目	摘 要	金 額
貸 出 金		9,355,271
証 書	証書 173,435通	6,340,718
手 形	手形 24,869通	997,032
当 座	貸 手 付 越 22,671口	1,386,860
割 引	手 形 239,899通	630,660
外 国 為 替		6,780
買 入	外 国 為 替 89口	666
取 立	外 国 為 替 612口	2,767
外 国 他 店	預 け 35口	3,346
有 價 証 券		1,532,084
国 方	債 債 額面 925,320百万円	931,658
地 方	債 債 額面 38,891百万円	38,917
社 株	債 債 額面 438,336百万円	438,143
そ の 他 の 証 券	債 債 株数 27,430千株	28,766
	債 債 額面 94,412百万円	94,599
特 定 取 引 資 産		8,875
商 品 有 價 証 券		206
特 定 取 引 有 價 証 券 派 生 商 品		0
特 定 金 融 派 生 商 品		8,669
買 入 金 錢 債 権	263口	49,165
コ ー ル ロ ー ン	5口	7,201
現 金 預 け 金		72,874
現 金		34,481
預 け 金		38,393
そ の 他 資 産	238個所	27,969
未 決 済 為 替 貸		10
前 払 費 用		40
未 収 収 益		8,023
金 融 派 生 商 品		1,264
そ の 他 の 資 産		18,630
有 形 固 定 資 産		42,983
建 物	建物 225,523平方メートル	17,264
土 地	土地 112,008平方メートル	24,425
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	車輌 51台	1,293
	什器 12,331個	
無 形 固 定 資 産		5,865
ソ フ ト ウ エ ア		4,589
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産		1,275
繰 延 税 金 資 産	4,343口	59,068
支 払 承 諾 見 返		75,700
支 払 承 諾 見 返	2,396口	71,658
代 理 貸 付 保 証 見 返	324口	4,041
貸 倒 引 当 金		△247,021
合 計		10,996,819

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

負 債 の 部

(単位: 百万円)

科 目	摘 要	金 額
債 券		7,228,966
債 券 発 行 高	494口	7,228,966
預 金		2,539,914
定 期 預 金	208,568口	1,192,013
通 知 預 金	2,294口	70,865
普 通 預 金	381,607口	680,302
当 座 預 金	32,999口	534,520
公 金 預 金	289口	17,569
そ の 他 の 預 金	244,052口	44,642
譲 渡 性 預 金	4口	12,660
借 用 金		40,814
借 入 金	284口	40,814
特 定 取 引 負 債		5,089
特 定 金 融 派 生 商 品		5,089
コ ー ル マ ネ 一	8口	10,247
売 現 先 勘 定		40,602
外 国 為 替		59
売 渡 外 国 為 替	3口	23
外 国 他 店 借	5口	36
そ の 他 負 債		338,449
未 決 済 為 替 借	17口	4
未 払 費 用		13,997
未 払 法 人 税 等		964
前 受 収 益		16,304
従 業 員 預 り 金		8,043
先 物 取 引 差 金 勘 定		0
金 融 派 生 商 品		1,723
未 払 債 券 元 金		294,823
そ の 他 の 負 債		2,586
賞 与 引 当 金		4,650
退 職 給 付 引 当 金		21,023
支 払 承 諾		75,700
支 払 承 諾	2,396口	71,658
代 理 貸 付 保 証	324口	4,041
合 计		10,318,178
差 引 純 財 産 額		678,641

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第77回事業年度末(平成19年3月31日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
貸出金	9,355,271	債券発行高	7,228,966
証書貸付	6,340,718	預定期通普当預金	7,228,966
手形貸付	997,032	定期通普当預金	2,539,914
当座預金	1,386,860	定期通普当預金	1,192,013
割引手形	630,660	定期通普当預金	70,865
外國為替	6,780	その他他の預金	680,302
買入外國為替	666	譲渡性預金	534,520
取立外國為替	2,767	借用金	17,569
外國他店預け	3,346	特定取引負債	44,642
有価証券	1,532,084	特定金融派生商品	12,660
国債	931,658	コールマネー	40,814
地方債	38,917	売現先勘定	5,089
社債	438,143	外國為替	10,247
株式	28,766	売渡外國為替	40,602
その他の証券	94,599	外國他店	59
特定取引資産	8,875	その他の負債	338,449
商品有価証券	206	未決済為替	4
特定取引有価証券派生商品	0	未払費用	13,997
特定金融派生商品	8,669	未払法人税等	964
買入金銭債権	49,165	前受収益	16,304
コールローン	7,201	従業員預り金	8,043
現金預け金	72,874	先物取引差金勘定	0
現金	34,481	融資派生商品	1,723
預け金	38,393	未払債券元金	294,823
その他の資産	27,969	その他の負債	2,586
未決済為替	10	賞与引当金	4,650
前払費用	40	退職給付引当金	21,023
未収収益	8,023	支払承諾	75,700
金融派生商品	1,264	支払承諾	71,658
その他の資産	18,630	代理貸付保証	4,041
有形固定資産	42,983	負債の部合計	10,318,178
建物	17,264	(純資産の部)	
土地	24,425	資本金	522,765
その他の有形固定資産	1,293	政府出資金	405,367
無形固定資産	5,865	組合出資金	117,397
ソフトウェア	4,589	利益剰余金	150,871
その他の無形固定資産	1,275	利益準備金	28,710
繰延税金資産	59,068	その他利益剰余金	122,161
支払承諾見返	75,700	任意積立金	104,433
支払承諾見返	71,658	特別積立金	103,969
代理貸付保証見返	4,041	退職給与基金	464
貸倒引当金	△247,021	当期未処分利益	17,727
資産の部合計	10,996,819	出資者勘定合計	673,636
		その他有価証券評価差額金	5,031
		繰延ヘッジ損益	△26
		評価・換算差額等合計	5,004
		純資産の部合計	678,641
		負債及び純資産の部合計	10,996,819

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。
- 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のある株式については期末前1ヵ月平均に基づいた市場価格、時価のある株式以外のものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。
5. 有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。
6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
7. 債券繰延資産の処理方法
- 債券発行費用は、支出時に全額費用として処理しております。
- また、従来、割引債券の債券発行差金については資産として計上し、割引債券の償還期間にわたり均等償却を行っておりましたが、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成18年8月11日）が一部改正され、改正会計基準の公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から改正会計基準を適用し、割引債券は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としております。これにより、従来の方法に比べ「債券繰延資産」中の「債券発行差金」は2,213百万円、「債券」は2,213百万円、それぞれ減少しております。
8. 外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。
- 破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

10. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。
- 数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)にて翌期から定額法により損益処理
12. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
13. 当期末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したヘッジ手段の平均残存期間に応じ平成15年度から6年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。
なお、当期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は38百万円（税効果控除前）であります。
14. デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。
なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。
15. 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
16. 有形固定資産の減価償却累計額 55,351百万円
17. 有形固定資産の圧縮記帳額 18,752百万円
18. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
19. 貸出金のうち、破綻先債権額は103,339百万円、延滞債権額は272,615百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
20. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 2,343百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

21. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は 122,578百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
22. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は500,877百万円であります。
なお、19.から22.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
23. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は631,326百万円であります。
24. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
- | | |
|-------------|------------|
| 有価証券 | 278,164百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 2,024百万円 |
| 借用金 | 5,900百万円 |
- 上記のほか、為替決済、外為円決済の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 210,220百万円を差し入れております。
25. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 20,000百万円が含まれております。
26. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は245,620百万円であります。
27. 1口当たりの純資産額129円81銭
「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることとなったことに伴い、当期から同適用指針を適用し、1口当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1口当たりの純資産額は1銭減少しております。
28. 商工組合中央金庫法施行規則第27条ノ8第2号に規定されているその他有価証券評価差額金に計上した金額は、5,031百万円であります。

29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。以下32.まで同様であります。

売買目的有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	206百万円	△1百万円

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	308,852百万円	308,461百万円	△390百万円	618百万円	1,008百万円
社債	7,883百万円	7,747百万円	△136百万円	-	136百万円
その他	8,896百万円	8,764百万円	△131百万円	6百万円	137百万円
合計	325,632百万円	324,973百万円	△658百万円	624百万円	1,282百万円

その他有価証券で時価のあるもの

	取 得 原 価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評 価 差 額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	12,348百万円	22,986百万円	10,638百万円	10,780百万円	141百万円
債券	842,156百万円	838,668百万円	△3,488百万円	142百万円	3,630百万円
国債	624,980百万円	622,806百万円	△2,174百万円	119百万円	2,293百万円
地方債	39,182百万円	38,917百万円	△265百万円	7百万円	273百万円
社債	177,993百万円	176,944百万円	△1,048百万円	15百万円	1,063百万円
その他	83,890百万円	84,045百万円	154百万円	184百万円	30百万円
合計	938,395百万円	945,699百万円	7,304百万円	11,107百万円	3,802百万円

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 2,273百万円を差し引いた額 5,031百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

30. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	13,762百万円	468百万円	31百万円

31. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	金額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	5,779百万円
債券	253,315百万円
その他の証券	1,657百万円

32. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	454,064百万円	948,686百万円	5,967百万円	－
国債	314,447百万円	617,210百万円	－	－
地方債	7,072百万円	31,845百万円	－	－
社債	132,544百万円	299,630百万円	5,967百万円	－
その他	10,661百万円	52,876百万円	27,933百万円	1,469百万円
合計	464,726百万円	1,001,563百万円	33,901百万円	1,469百万円

33. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、521,988百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をできる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

34. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	57,219百万円
退職給与引当金損金算入限度額超過額	5,525
その他	5,849
繰延税金資産小計	<u>68,595</u>
評価性引当額	<u>△ 7,253</u>
繰延税金資産合計	61,341

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	<u>2,273</u>
繰延税金負債合計	2,273
繰延税金資産の純額	59,068百万円

35. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったこと等から、「商工組合中央金庫法施行規則」別紙様式が改正されたことに伴い、当期から以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、出資者勘定、評価・換算差額等に区分のうえ、表示しております。
なお、当期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は678,667百万円であります。
- (2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」および「当期末処分利益」は、「その他利益剰余金」の「任意積立金」および「当期末処分利益」として表示しております。
- (3) 純額で「繰延ヘッジ損失」として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
- (4) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。
 - ① 「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」に区分して表示しております。
 - ② 「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。
 - ③ 「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

第77回事業年度

平成18年4月 1日から
平成19年3月31日まで

損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金額
経常資本金	収益用	192,240
貯金	利息	175,952
貸出	利息	156,801
有価証券	利息	15,235
買入	利息	5
償還	利息	535
現預金	利息	2
現預金	利息	320
預金	利息	3,051
のり役	利息	9,588
引取	利息	1,841
等引取	利息	7,746
役務取扱	利息	2,057
特定期間引取	利息	2
特定期間引取	利息	77
その他業務取扱	利息	1,877
商取引	利息	169
特定期間引取	利息	769
その他業務取扱	利息	766
その他業務取扱	利息	3
その他業務取扱	利息	3,873
その他業務取扱	利息	465
その他業務取扱	利息	3,408
常資本金	費用用	164,000
調達	利息	39,652
預金	利息	30,404
渡期	利息	7,138
用借	利息	1,046
渡貸	利息	161
現金	利息	188
のり	利息	0
引取	利息	2
マツ	利息	366
手取	利息	92
現ス	利息	151
先づ	利息	99
引ネ	利息	673
支一	利息	418
支利	利息	255
利支	利息	219
利利	利息	106
利利	利息	0
利利	利息	11
利利	利息	100
利利	利息	73,676
利利	利息	49,779
利利	利息	38,140
利利	利息	902
利利	利息	30
利利	利息	206
利利	利息	10,498
常別利	費用用	28,240
定利	利息	445
固減	利息	175
固減	利息	269
利	利息	88
利	利息	118
税前人税	純益	28,478
税前人税	純益	608
税前人税	純益	13,600
税前人税	純益	14,269
税前人税	純益	3,457
税前人税	純益	17,727

- (注)1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1口当たり当期純利益 2円74銭
3. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を損益計算上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。
- 特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
4. 「商工組合中央金庫法施行規則」別紙様式が改正されたことに伴い、当期から「短期商工債券利息」は、「短期債券利息」として表示しております。
5. 減損損失におけるグルーピングについては営業店単位を基礎とし、本部、厚生施設等は共用資産、遊休資産については各物件単位としております。
- 減損損失の測定には回収可能価額を使用しており、回収可能価額は正味売却価額に基づき算定しております。

平成18年度剩余金処分

(第77回事業年度)

平成18年4月 1日から

平成19年3月31日まで

(単位:円)

当期末処分利益	17,727,579,708
これを次の通り処分する。	
利益処分額	14,138,537,000
利益準備金	1,500,000,000
特別積立金	9,200,000,000
組合出資配当金(年3分の割)	3,438,537,000
次期繰越利益	3,589,042,708

前記の通りであります。

平成19年6月15日

商工組合中央金庫

理 事 長	江	崎	格
副理事長	大	武	健一郎
専務理事	法	師	人
理 事	伊	藤	学
理 事	道	添	直 樹
理 事	安	倍	保
理 事	迎		陽 一
理 事	荒	波	辰 也
理 事	福	山	登 志 彦
理 事	山	本	和 茂
理 事	新	保	昌 義

平成18年度(第77回事業年度)

監事意見書

商工組合中央金庫

平成19年5月25日

商工組合中央金庫

理事長 江崎 格 殿

監事 白須光美 ㊞

監事 原保太郎 ㊞

監事 児玉洋介 ㊞

監事意見書の提出について

私たち監事は、商工組合中央金庫法第39条の2第3項に定める意見書を、商工組合中央金庫定款第79条第1項の規定に基づき、別紙のとおり提出いたします。

別紙

監事意見書

私たち監事は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第77回事業年度における商工組合中央金庫の業務を監査いたしました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか、業務執行状況に関する報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主たる事務所及び主要な従たる事務所において業務及び財産の状況を調査し、また監査法人から報告及び説明を受け、計算書類につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 貸借対照表及び損益計算書、並びに財産目録及び事業報告書のうち会計に関する部分については、監査法人の監査の方法及び結果も踏まえ検討した結果、金庫の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 財産目録及び事業報告書のうち会計に関する部分以外についても、法令及び定款に従い、金庫の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 剰余金処分案は、金庫の財産の状況その他の事情に照らし、指摘すべき事項は認められません。

平成18年度（第77回事業年度）

独立監査人の監査報告書

商工組合中央金庫

独立監査人の監査報告書

平成19年5月18日

商工組合中央金庫

理事長 江崎 格 殿

あらた監査法人

代表社員 公認会計士 佐々木 貴司㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 大木 一昭㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 小林尚明㊞

当監査法人は、貴金庫の委嘱に基づき、商工組合中央金庫の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第77回事業年度の計算書類、すなわち、財産目録（会計に関する部分に限る。）、貸借対照表、損益計算書、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び剰余金処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、財産目録、事業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、財産目録、事業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めており、監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及び附属明細書（財産目録、事業報告書及び附属明細書は会計に関する部分に限る。）が、商工組合中央金庫法及び商工組合中央金庫法施行規則に準拠して、当該計算書類及び附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

貸借対照表の注記7に記載されているとおり、金庫は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）が一部改正され、当事業年度より改正会計基準が適用されることとなるため、割引債券は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としている。

金庫と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上